

指導事項 R6・R7 対照表

	令和6年度 指導事項	令和7年度 指導事項 (案)
		<p>高齢化に伴い糖尿病等の生活習慣病は増加しており、本県は脳血管疾患による年齢調整死亡率も高い。これらのリスク要因となるメタリックシンドロームの該当者及び予備群の割合が高い状況は依然として改善がみられないことから、重点的にメタリックシンドロームの予防・改善を図るため、次の事項を確実に実施すること。</p>
特定健診受診率の向上	<p>① 循環器疾患による年齢調整死亡率が高いことから、早期発見のため健診の必要性について対象者への周知に努めること。</p> <p>② 特定健診対象者の約4割は未受診であることから、その理由を把握し、より受診しやすい体制の整備や受診勧奨など、受診率向上のための方策について検討すること。</p> <p>③ 特定健診受診率向上のため、職域やかかりつけ医との連携により健診データを確実に受領するよう努めること。</p>	<p>① 健康意識の向上のため、特定健診対象年齢に関わらず、生活習慣病発症後の影響などを踏まえた健診の必要性を周知するとともに、健診等の実施率向上や生活習慣病予防に関する普及啓発を実施すること。</p> <p>② 特定健診対象者の約4割は未受診であることから、その理由を把握し、夜間や休日健診の実施など受診しやすい体制の整備や、対象者の特性に合わせたより効果的な受診勧奨など、受診率向上のための方策について引き続き検討すること。</p> <p>③ 特定健診受診率向上のため、職域やかかりつけ医との連携により健診データを確実に受領するようより一層努めること。</p>
特定保健指導実施率の向上	<p>メタリックシンドローム該当者及び予備群の割合が高い状況が続いていることから、次の項目に取り組むことにより特定保健指導の実施率と質の向上に努めること。</p> <p>④ 特定保健指導対象者の7割以上が未利用であることから、その理由を把握し、より利用しやすい体制を整備すること。</p> <p>⑤ ICTを活用した保健指導の実施体制の整備や健診当日に初回面接を実施するなど、無関心層にも効果的な取組により実施率の向上を図ること。</p> <p>⑥ 特定保健指導の質の向上のため、委託事業者を含めた保健指導業務の従事者に対し、必要な研修を受講させるなど、指導技術の向上に努めること。</p>	<p>④ 特定保健指導対象者の7割以上が依然として未利用であることから、その理由を把握・分析し、夜間や休日健診の実施、インセンティブの付与等、分析結果に基づいた対策を講じること。</p> <p>⑤ ICTを活用した保健指導の実施体制の整備や健診当日に初回面接を実施するなど、無関心層にも効果的な取組により実施率の向上を図ること。</p> <p>⑥ 特定保健指導の質の向上のため、委託事業者を含めた保健指導業務の従事者に対し、必要な研修を受講させるなど、指導技術の向上に努めること。</p> <p>⑦ リピーター（毎年特定保健指導対象者となっている方）への対応の際、必要時、受診勧奨を行うことにより、早期受診・早期治療につなげるとともに、特定保健指導対象者の減少にもつながる対策に取り組むこと。</p>
ハイリスク者等対策の強化	<p>⑦ 喫煙率が高く、喫煙は循環器疾患のリスクファクターであることから、喫煙による健康影響に関する普及啓発や保健指導等の実施により、特定保健指導対象者を減らす取組を実施すること。なお、40歳未満の特定健診対象前の年代に対しても、喫煙による循環器疾患等へのリスクを含めた普及啓発を実施すること。</p> <p>⑧ 禁煙支援マニュアルに基づいた禁煙の実行・継続につながる効果的な保健指導を実施すること。</p> <p>⑨ 循環器疾患や糖尿病の患者数が増加していることから、生活習慣病の発症予防の取組を行うとともに、ハイリスク者から優先的に受診勧奨を行うなど重症化予防に向けた取組を強化すること。</p> <p>⑩ 各医療保険者におけるデータヘルス計画等に基づいた生活習慣病重症化予防の取組を行うこと。</p>	<p>⑧ 喫煙率が高く、喫煙は循環器疾患のリスクファクターであることから、喫煙による健康影響に関する普及啓発や保健指導等の実施により、特定保健指導対象者を減らす取組を実施すること。また、禁煙意思のある喫煙者へは、禁煙支援マニュアルに基づいた禁煙の実行・継続につながる効果的な保健指導を実施すること。</p> <p>⑨ 脳梗塞や糖尿病等の患者数が増加していることから、生活習慣病の発症予防の取組を行うとともに、ハイリスク者から優先的に受診勧奨を行うなど、データヘルス計画等に基づいた生活習慣病重症化予防の取組を行うこと。</p>
PDCAサイクルに基づいた評価・改善体制の整備	<p>⑪ 特定健診及び特定保健指導について、「標準的な健診・保健指導プログラム」等に基づいて、PDCAサイクルに沿った適切な評価・改善を行うこと。</p> <p>⑫ 委託による実施では、「標準的な健診・保健指導プログラム」等に基づいて、委託事業者の選定基準の設定や、事業の評価の場を持つなど、特定健診や特定保健指導が適切に実施されているか確認を行うこと。</p>	<p>⑩ 特定健診及び特定保健指導について、「標準的な健診・保健指導プログラム」等に基づいて、PDCAサイクルに沿った適切な評価・改善を行うこと。</p> <p>⑪ 委託による実施では、「標準的な健診・保健指導プログラム」等に基づいて、委託事業者の選定基準の設定や、事業の評価の場を持つなど、精度や質の管理を引き続き適切に行うこと。</p>